

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成16年3月19日(金)	開 議	午後 4時10分
		散 会	午後 4時12分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠、吹田、斎藤(博)、中畑、高橋 各委員		
説 明 員	総務部長、福祉部長、ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、斎藤博行委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

(福祉) 児童家庭課長

3月17日厚生常任委員会北野委員質問に対する、私の答弁の中に間違いがありましたので、改めて訂正いたします。

答弁はこの条例の成立後、法人の選定作業を具体的に進めていくこととなりますが、現状、私どもとして考えているのは、委託にいたる時期の前段において、法人から職員の研修派遣という形で一定期間、市の職員と法人側の職員が共同して児童の療育に当たるという中で、じゅうぶん引き継ぎ態勢をとっていきたいとしたものであります。この答弁内容について委員からは、指定管理者の議決前に引き継ぎを受けることについての疑義が提示されました。

福祉部といたしましては条例制定後、指定管理者の選定作業に入りますが、受託希望法人からは事業計画等の提出を求めることとなります。計画作成には通園児の状況、指導カリキュラム等についての知識と理解が必要であり、受託を希望する担当者の現場研修は必要であると考えております。そのため計画書作成のために最小限の研修はやむをえないところでありますが、業務引き継ぎは、当然議決後、指定を受けた管理者と行うこととなります。指定管理者による引き継ぎ開始以降につきましても市職員を派遣し、保護者に不安を与えないよう引き継ぎ態勢をとってまいりたいと考えております。

今後、事務の執行につきましてはじゅうぶん注意いたします。

委員長

ただいま、児童家庭課長から答弁の間違いについての訂正があったわけですが、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

先ほど理事会でもこのことを話し合いましたが、各委員からも、今後、事務の執行に当たってはこういうことのないように、答弁についてもじゅうぶん熟考して答弁していただきたいという強い要望が出されておりますので、委員長から理事者の皆さんに改めてそのことをお願いしておきます。よろしいですね。

本日は、これをもって散会いたします。